

# 三田市職員倫理条例

平成18年9月15日  
三田市条例第36号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職員の倫理原則等（第3条―第9条）
- 第3章 特定要求行為（第10条―第13条）
- 第4章 補則（第14条―第16条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

#### （定義等）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する本市（以下「市」という。）の職員及び同条第3項に規定する特別職に属する市の職員（市議会議員を除く。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び訓令をいう。
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) 事業者等 法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (5) 公職者 国会議員、地方議会議員、他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、親族、代理人を含む。）をいう。
- (6) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いを行うこと（不作為を含む。）を求める働きかけをいう。ただし、公聴会、議会、説明会など公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書など公式の書面（三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する電磁的記録を含む。）によるものその他の通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの（その態様が暴力的行為、どう喝、威かく等職員の公正な職務の遂行を妨げるものを除く。）を除く。
- (7) 不当要求行為 前号に規定する特定要求行為のうち、次の表に該当する働きかけをいう。

正当な理由なく右欄に掲げることを求める行為で職員の公正な職務の遂	ア 特定のものに対して有利又は不利な取扱いを行うこと。 イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。 ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
----------------------------------	--

行を妨げることが 明白である働きか け	エ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。 オ その他法令に違反すること又は職員としての倫理に著しく反すること を行うこと。
暴力又は乱暴な言動など、社会的相当性を逸脱する手段による働きかけで規則で定めるもの	

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号に規定する事業者等とみなす。

## 第2章 職員の倫理原則等

### (職員が遵守すべき倫理原則)

第3条 職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、法令を遵守し、市民から信頼されるよう不断に職員倫理の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、市民に対し不当な差別的取扱いを行ってはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為を行ってはならない。

5 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならない。

6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

### (任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行に資するよう職員に対する研修を実施し、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

### (管理監督職員の責務)

第5条 職員を管理監督する立場にある者は、その職責の重要性を自覚し、常に率先垂範して服務規律の確保及び公正な職務の遂行に当たるとともに、部下の職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

### (職員倫理規則)

第6条 市長は、この条例に規定する職員が遵守すべき倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとする。この場合において、当該規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

### (贈与等の報告)

第7条 職員（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）は、事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（規則で定める場合を除く。）又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限る。）は、上司に報告するとともに、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額等を記載した報告書を三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市倫理審査会（以下「審査会」という。）に提出しなければな

らない。

## 第8条 削除

(贈与等の報告に係る審査会の職務等)

第9条 審査会は、第7条の規定により提出された報告書の適否について定期的に審査するものとする。

2 審査会は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは是正措置等について意見を付し、相当と認めるときはその旨及び理由を、市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

## 第3章 特定要求行為

(特定要求行為への組織的対応)

第10条 職員は、特定要求行為があったときは、行政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため記録し、上司に報告するとともに、当該記録を審査会に提出することにより組織的に対応しなければならない。ただし、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものについては、審査会に提出しないものとする。

2 前項の規定により記録の報告を受けた上司は、審査会に記録を提出するに当たっては、特定要求行為を行ったものに対し、訂正の申出、意見書の提出その他の方法により記録に係る確認の機会を付与することができる。

3 第1項の規定は、公職者の正当な政治活動を制限するものではない。

(不当要求行為の禁止等)

第11条 何人も、公正な市政の運営を確保するため、職員に対し、不当要求行為を求めてはならない。

2 職員は、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

(特定要求行為に係る審査会の職務等)

第12条 審査会は、第10条第1項の規定により提出された記録について不当要求行為に該当するものか否か定期的に審査するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、第10条第1項の規定により作成した記録のうち不当要求行為に該当すると思料するものがあるため審査会に当該記録が提出されたときは、審査会は、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するか否か審査しなければならない。

3 審査会は、前2項の規定による調査並びに審査の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付し、該当しないと認めるときはその旨及び理由を、市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定により審査会から調査及び審査の結果の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。この場合において、当該公表は、情報公開条例の規定に照らし行うものとする。

5 審査会は、市長が正当な理由なく次条に規定する措置を講じないときは、これを公表することができるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第13条 市長は、前条第3項の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を審査会からを受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、当該不当要求行為を行ったものに対し警告する等必要な措置を講じるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行ったものの氏名、警告の内容その他の事項

について公表することができる。

#### 第4章 補則

(職員の協力)

第14条 職員は、贈与等の報告並びに特定要求行為の調査及び審査のため審査会から求められたときは、協力しなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条の規定はこの条例の施行の日以後に受ける贈与等又は支払を受ける報酬について、第10条の規定は同日以後に行われる特定要求行為について、それぞれ適用する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会の部の次に次のように加える。

倫理審査会	会長	日額 13,000円	同上
	委員	日額 12,500円	同上

付 則（平成21年条例第2号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(三田市職員倫理条例の一部改正)

第14条 三田市職員倫理条例（平成18年三田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略